

■(早見表)被災者支援に関する各種制度(令和8年1月13日現在)

※各項目の(制度概要 P〇)は、別冊の制度概要をご覧ください。

| 判定区分 | 全壊 | 大規模半壊 | 中規模半壊 | 半壊 | 準半壊 | 一部損壊 | 問合せ先 |
|--|---|--|-----------------------------------|--|---------------------------------------|--------------------------------|--------------------------|
| 下段：住家損害割合 | 50%以上 | 40%以上 50%未満 | 30%以上 40%未満 | 20%以上 30%未満 | 10%以上 20%未満 | 10%未満 | |
| 災害見舞金 (制度概要 P5) | 10万円 | 5万円 | | | | | 社会福祉課 ☎0548-23-0070 |
| | ※負傷により1月以上の治療を要するとき 3万円 | | | | | | |
| 被災者生活 再建支援金 (制度概要 P7) | 基礎支援金 | 100万円 | 50万円 | | | | 社会福祉課 ☎0548-23-0070 |
| | | 解体又は長期避難する場合100万円 | | | | | |
| | 加算支援金 | 建設・購入200万円 補修100万円 賃借50万円 | 建設 購入100万円 補修50万円 賃借25万円 | | | | |
| (制度概要 P9) | ※単身世帯の場合は、それぞれ4分の3相当額 【市独自制度】も同様とする | | | 【市独自制度】 建設 25万円 購入 12万円 補修 賃借 | 【市独自制度】 建設 15万円 購入 7万円 補修 賃借 | | |
| 住宅の緊急修理 (制度概要 P48) | 最大53,900円 (市が業者に委託して実施) | | | | | ※雨の侵入を防ぐ必要がある時などは対象になる場合があります。 | 都市住宅課 ☎0548-53-2633 |
| 住宅の応急修理 (制度概要 P48) | 最大739,000円 | | | | 最大 358,000円 | | 都市住宅課 ☎0548-53-2633 |
| 賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅) (制度概要 P45) | 民間賃貸住宅の家賃等を負担します。 ※入居期間：2年以内家賃上限額あり | | | | | | 都市住宅課 ☎0548-53-2633 |
| 被災家屋等の公費による 解体・撤去(公費解体) (制度概要 P47) | 市が所有者に代 わって解体・撤去 | 市が所有者に代わって撤去 (解体は対象外) | | | | | 環境課 ☎0548-53-2609 |
| | ・既に家屋解体・撤去等を実施済みの場合には、その費用の一部を償還 できる場合がありますので担当課へお尋ねください。 | | | | | | |
| 個人住民税(市県民税)の減免 【 】は令和6年中の 合計所得金額 (制度概要 P19) | 減少割合 | 前年度の合計所得金額 | 前年の合計所得金額 の100分の80以上 | 前年の合計所得金額 の100分の70以上 100分の80未満 | | | 税務課 ☎0548-23-0035 |
| | | 【100万円以下】 | 免除 | 100分の80以内 | | | |
| | | 【100万円を超え200万円以下】 | 100分の80以内 | 100分の60以内 | | | |
| | | 【200万円を超え300万円以下】 | 100分の60以内 | 100分の40以内 | | | |
| | | 【300万円を超え400万円以下】 | 100分の40以内 | 100分の20以内 | | | |
| 固定資産税の 減免 (令和7年度分) (制度概要 P20) | 家屋 | 全部 | 10分の6 | 10分の4 | | | 税務課 ☎0548-23-0035 |
| | 土地 | 【当該土地面積の10分の8以上】 全部 【当該土地面積の10分の6以上10分の8未満】 10分の8 【当該土地面積の10分の4以上10分の6未満】 10分の6 【当該土地面積の10分の2以上10分の4未満】 10分の4 | | | | | |
| | 償却資産 | 【全壊、流出、埋没等による除却】 全部 【当該償却資産の取得価額の10分の6以上】 10分の8 【当該償却資産の取得価額の10分の4以上10分の6未満】 10分の6 【当該償却資産の取得価額の10分の2以上10分の4未満】 10分の4 | | | | | |
| 国民健康保険税の減免 (制度概要 P21) | 全部 | 2分の1 ※損害の程度と前年所得により軽減割合の変更あり | | | ※所得の減少により 減免される場合あり | | |
| 後期高齢者医療保険料の減免 (制度概要 P24) | ・住宅その他の資産に保険金等で補てんされてもなお100分の30以上の損害を受けた被保険者又は世帯主で、被 保険者と世帯主の前年合計所得金額の合計が1,000万円以下である場合 もしくは、 ・被保険者と世帯主の前年合計所得金額の合計が400万円以下で、被保険者又は世帯主の予想合計所得金額の合 計が100分の30以上減少し、後期高齢者医療保険料の納付が困難な場合 (資産の損害状況、本年の所得の減少割合及び前年合計所得金額によって、減免率が異なります。) | | | | | | 国保年金課 ☎0548-23-0023 |
| 介護保険料の減免 (制度概要 P27) | 全部 | 2分の1 | | | | | |
| 介護保険サービス利用料の減免 (制度概要 P28) | 全部 (損害割合： 3分の2以上) ※全壊で損害割合 が3分の2未満の 場合は100分の97 | 100分の97 (損害割合：3分の1以上) ※中規模半壊で損害割合が 3分の1未満の場合は対象外 | | | | | 長寿介護課 ☎0548-23-0076 |
| 障害福祉サービス等の利用者 負担金の減免(制度概要 P29) | 全部 | | | | | | 社会福祉課 ☎0548-23-0072 |
| 保育料の減免 (制度概要 P18) | 全部 | 2分の1 | | | | | 子ども子育て課 ☎0548-23-0075 |
| 判定区分 | 全壊 | 大規模半壊 | 中規模半壊 | 半壊 | 準半壊 | 一部損壊 | 問合せ先 |

※条件等が付加されている場合がありますので、詳細については担当課にお問い合わせください。

■(早見表)被災者支援に関する各種制度

※詳細な条件や申請方法は担当課等にお問い合わせください。

| 制度の名称 | 制度の概要 | 問合せ先 |
|--|---|---|
| 専門家による生活なんでも相談 (制度概要 P1) | 被災した家の修理や解体について、今後の生活再建について等の相談に専門家が応じています。被災者からの生活相談や被災者に不足しがちな各種支援策の情報を提供しています。11月15日(土)をもって終了。 今後ご相談がある場合は問合せ先の静岡県弁護士会にご連絡ください。 | 静岡県災害対策士業連絡会 静岡県弁護士会 ☎: 054-204-1999 |
| ささえあいセンター (制度概要 P1) | 被災者の皆さんが、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の困りごとを伺ったうえで被災者を関係機関へつなぐなどの相談窓口を開設します。 | ささえあいセンター ☎0548-23-3325 |
| 罹災証明・被災届出証明書の申請・交付 (制度概要 P2) | 各種被災者支援策の手続きのために、災害対策基本法に基づき住家の罹災証明交付申請や住家以外の被災届出証明書交付申請の受け付け及び交付を行っています。11月25日(火)より平日のみ窓口を開設。 | 社会福祉課 ☎0548-23-0070 |
| 災害弔慰金 (制度概要 P6) | 災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 | ☎0548-23-0072 |
| 災害障害見舞金の給付 (制度概要 P6) | 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 | ☎0548-23-0072 |
| 災害ボランティア (制度概要 P4) | 被災された方々の支援のため、家屋の片づけ・清掃などの支援活動を行っています。 12月15日以降はニーズがあった場合のみ土曜日、日曜日のいずれかで実施するため、問合せ先までご連絡ください。 | 牧之原市社会福祉協議会榛原事務所 ☎080-5813-6136 (ボランティア活動用) |
| 生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金・福祉費(災害援護費)) (制度概要 P10) | 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用(緊急小口資金)」や「災害を受けたことにより臨時に必要なとなる費用(福祉費(災害援護費))」についての貸付があります。 | 牧之原市社会福祉協議会 ☎0548-52-3500 |
| こころの健康相談 (制度概要 P56) | 眠れない、気分が沈む等、こころの健康についての相談を受け付けています。健康状態や困りごとなどの相談に応じます。 | 健康推進課 ☎0548-23-0024 |
| 国民健康保険の医療費の一部負担金減免等 (制度概要 P23) | 災害などの特別な理由により収入が著しく減少し、医療費の自己負担分(一部負担金)の支払いが困難な場合に減免を受けられる場合があります。 また、国民健康保険被保険者が災害によって負った外傷に係る一部負担金を免除又は還付します。 | 国保年金課 ☎0548-23-0023 |
| 国民年金保険料の免除 (制度概要 P29) | 住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。 ※申請前に納付されたものは減免できません。 | 国保年金課 ☎0548-23-0023 |
| 児童手当の特例措置 (制度概要 P16) | 被災により認定請求等が遅れた場合、申請に基づき被害が発生した翌月から手当を支給します。 | 子ども子育て課 ☎0548-23-0071 |
| 児童扶養手当の特例措置 (制度概要 P17) | ・被災により認定請求等が遅れた場合、申請に基づき被害が発生した翌月から手当を支給します。 ・住宅・家財等が2分の1以上被災された場合、全額支給になる場合があります。 | 同上 |
| 漏水に伴う水道料金の減免 (制度概要 P30) | 被災により漏水が発生し、平常時よりも水道料金が増加した水栓を対象に水道料金の一部を免除します。※吉田町給水区域の場合は、吉田町上下水道課にお問い合わせください。☎0548-33-2127 | 水道課 ☎0548-23-0081 |
| 農地利用効率化等支援交付金 (制度概要 P49) | 被災した農業用機械等の修繕・再取得等を支援します。 2,000万円を補助対象の上限額として最大1,200万円を支援 ※申請には各種要件があります。 | お茶特産課 ☎0548-53-2621 |
| 災害相談窓口の設置 (制度概要 P50) | 静岡県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構中部本部並びに関東経済産業局に特別相談窓口を設置します。※個別相談先は、制度概要をご覧ください。 | 中小企業庁 経営安定対策室 ☎03-3501-1511 |

| 制度の名称 | 制度の概要 | 問合せ先 |
|--|--|---------------------------------|
| 小規模事業者経営改善資金 (マル経融資) (制度概要 P50) | 小規模事業者経営改善資金(通称:マル経融資)は、商工会・県商工会連合会等 が実施する経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が 無担保・無保証人で行う制度です。 | 牧之原市商工会 ☎0548-52-0640 |
| 中小企業向け県制度融資 「中小企業災害対策」の実施 (制度概要 P51) | 台風等により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象 に実施する静岡県の復旧・復興支援制度です。 | 静岡県商工金融課 ☎054-221-2513 |
| 被災中小企業再建復興支援 事業費補助金のご案内 (制度概要 P52) | 台風等により被害を受けた中小企業・小規模事業者の事業用施設・設備等の 復旧に要する経費を支援します。 | 静岡県商工振興課 ☎054-221-2512 |
| 災害復旧貸付等の実施 (制度概要 P53) | 今般の台風等により被害・影響を受けた中小企業者等を対象に、静岡県の日本 政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復 旧貸付等を実施します。 | 政策金融公庫 静岡支店 ☎054-254-3631 |
| セーフティネット保証4号 の適用 (制度概要 P54) | 今般の台風等の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を 対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証する セーフティネット保証4号を適用します。 | 静岡県信用 保証協会 ☎0120-783-507 |

| 制度の名称 | 制度の概要 | 問合せ先 |
|-------------------------------------|--|--|
| 小規模企業共済災害時貸付の適用 (制度概要 P55) | 被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を実施します。 | 中小企業基盤整備機構共済相談室 ☎050-5541-7171 |
| 自動車税種別割の減免 (制度概要 P33) | 被害を受けた自動車に係る自動車税の種別割を減免します。 ・ 自動車を使用不能となり廃車した場合は、災害があった翌月から、抹消（廃車）登録をした月までの月割税額を減免します。 ・ 自動車を修繕した場合は、修理にかかった費用から、保険金、損害賠償金などを控除した金額が、自動車税種別割の年税額を超えた場合に、年税額の50%を減免します。 | 藤枝財務事務所 ☎054-644-9122 |
| (軽) 自動車税 環境性能割の減免 (制度概要 P34) | 災害により自動車を使用不能になった方が代替自動車を取得した場合、代替自動車の自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の全額を減免します。 | 静岡財務事務所 ☎054-261-4029 ※静岡ナンバーの場合 |
| NHK受信料の免除 (制度概要 P37) | 半壊又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約について、令和7年9月から令和7年10月までの放送受信料が免除されます。 | NHK静岡放送局 ☎054-654-5200 |
| 紛失、汚損又は破損した図書館資料の弁償免除 (制度概要 P39) | 牧之原市立図書館の利用者で、自然災害等により、令和7年9月5日より以前に借りた資料（書籍）を紛失、汚損又は破損した場合、申請により牧之原市立図書館条例施行規則第6条の規定に基づく資料の弁償を免除します。 | 文化の森図書館 ☎0548-23-0094 |